

## 第4期 分配金のお知らせ

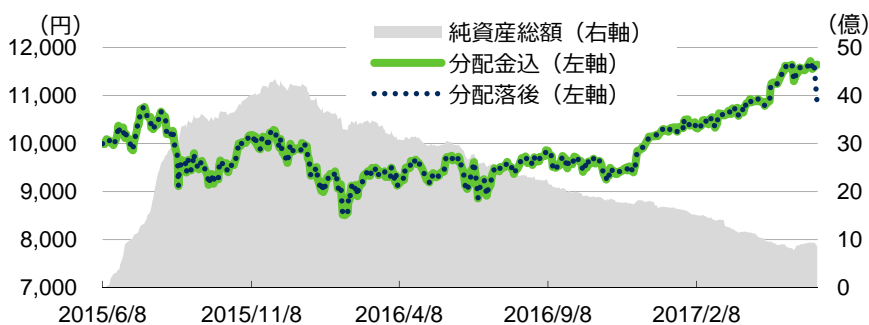
日頃より「シュローダー・ユーロ株式ファンド 為替リスク軽減型／為替ヘッジなし／米ドル投資型」をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

2017年6月12日に第4期決算を行い、基準価額の水準や市況動向等を勘案した結果、以下のとおり分配金を決定しましたことのお知らせいたします。

引き続き、詳細な個別銘柄分析に基づき銘柄を厳選し、信託財産の成長を目指して運用を行ってまいります。

## 為替リスク軽減型

設定来の基準価額と純資産総額の推移（2017年6月12日現在）

第4期（2017年6月12日）  
分配金（1万口当たり、税引前）

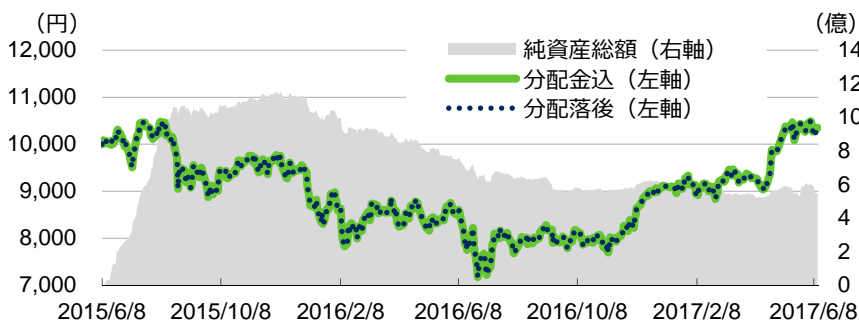
820 円

2017年6月12日現在

設定来分配金累計	820 円
基準価額	10,828 円
騰落率（設定来）	16.48 %

## 為替ヘッジなし

設定来の基準価額と純資産総額の推移（2017年6月12日現在）

第4期（2017年6月12日）  
分配金（1万口当たり、税引前）

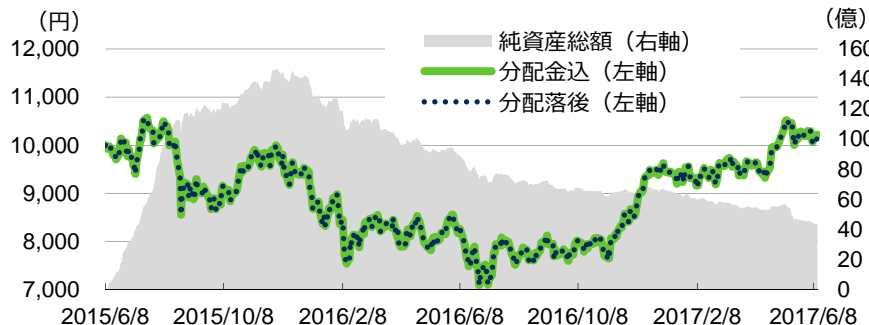
170 円

2017年6月12日現在

設定来分配金累計	170 円
基準価額	10,177 円
騰落率（設定来）	3.47 %

## 米ドル投資型

設定来の基準価額と純資産総額の推移（2017年6月12日現在）

第4期（2017年6月12日）  
分配金（1万口当たり、税引前）

100 円

2017年6月12日現在

設定来分配金累計	100 円
基準価額	10,117 円
騰落率（設定来）	2.17 %

※分配金は1万口当たり、税引前。運用状況によっては分配金が支払われない場合があります。基準価額は信託報酬控除後の価額です。分配金込は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。※本資料内では、「シュローダー・ユーロ株式ファンド 為替リスク軽減型／為替ヘッジなし／米ドル投資型」をそれぞれ「為替リスク軽減型」、「為替ヘッジなし」、「米ドル投資型」ということがあります。※販売会社によっては、一部のコースのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。次ページ以降のリスク、費用、ご留意事項等を必ずご参照ください。

# ファンドの主なリスクおよび留意点

## 基準価額の変動要因

- ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に投資信託証券に投資することにより、主に外国株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

### ■ 組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

### ■ 為替変動リスク

＜為替リスク軽減型＞

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産については、為替変動リスク低減のためにユーロと対円での為替ヘッジを行います。この場合、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。なお、為替ヘッジを行う際には、通常、円の金利がユーロの金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。また、ユーロ以外の通貨建ての資産にも投資を行う場合、ユーロとユーロ以外の投資通貨との間の為替変動の影響を受けます。したがって、当該為替ヘッジを行った場合においても、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

＜為替ヘッジなし＞

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

＜米ドル投資型＞

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産について、原則としてユーロ売り、米ドル買いの為替取引を行います。米ドルの為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。なお、米ドルの金利がユーロの金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。また、ユーロ以外の通貨建ての資産にも投資を行う場合、ユーロとユーロ以外の投資通貨との間の為替変動の影響を受けます。

### ■ カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

### ■ 流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜収益分配金に関する留意事項＞

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## リスクの管理体制

運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

## ご留意事項

本資料中シュローダー/Schrodersとは、シュローダーplcおよびシュローダー・グループに属する同社の子会社および関連会社等を意味します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。

本資料は商品説明用資料としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が作成したものであり、法令に基づく開示書類ではありません。

本資料記載の内容は作成時点におけるものであり、市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。本資料は、弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性あるいは完全性についてはこれを保証するものではありません。また、将来の投資成果を示唆、保証あるいは約束するものではありません。

お申し込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。※当初元本1口＝1円
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	原則として購入申込日から起算して6営業日目までにお支払いください。(販売会社により前記期日以前にお支払いいただく場合があります。)
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時まで販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。別途、投資対象ファンドの解約制限の影響を受ける場合があります。
信託期間	平成37年6月6日まで(平成27年6月8日設定)
繰上償還	為替リスク軽減型、為替ヘッジなしおよび米ドル投資型それぞれの受益権口数が30億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日および収益分配	原則6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日) 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。販売会社との契約によっては、税引き後無手数料で再投資が可能です。分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
スイッチング	為替リスク軽減型、為替ヘッジなしおよび米ドル投資型間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に税金、および販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行っていない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	国内の休業日およびロンドンもしくはルクセンブルク証券取引所またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日には、購入・換金のお申込みは受け付けません。別途、投資対象ファンドの管理会社が指定する日に基づき、ファンドの効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合(12月24日等)においても、購入・換金のお申込みは受け付けません。

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に <b>3.24%(税抜3.00%)以内</b> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.647%(税抜1.525%)</b> 。 運用管理費用(信託報酬)の配分 委託会社 年率0.750%(税抜) 販売会社 年率0.750%(税抜) 受託会社 年率0.025%(税抜)
投資対象ファンドの管理費用等	年率0.06%程度*
実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)等	<b>年率1.707%(税込)程度</b> * 投資対象ファンドの管理費用等の料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。投資対象ファンドの管理費用等：組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用および監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等
その他の費用・手数料	当ファンド ◆法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ファンドの純資産総額に対して <b>年率0.108%(税抜0.100%)</b> を上限とする額 ◆組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

## ファンドの関係法人

委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社				
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社				
販売会社	以下をご参照ください。				
金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
極東証券株式会社*	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者： 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○

\*極東証券株式会社では「為替リスク軽減型」および「為替ヘッジなし」のみのお取扱いになります。